

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	—
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	大分県玖珠町 (44626)
地域名 (地域内農業集落名)	戸畠東部地区 (戸上、戸畠、駅東)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	86.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	71.9 ha
② 田の面積	78.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	8.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	41.2 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha

(備考)④については現在農地を賃貸借を行っている面積を含む。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【地域の現状】																			
戸畠東部地域は、筑後川水系、三日月の滝の上流に位置する地域で、農用地は大半が圃場整備をおこなっており、大型機械化に対応する条件を備え、稻作を中心とした土地利用型農業がおこなわれており、農地集約を他の地域と比較しても、今後可能な地域である。しかし、地域内には遊休農地も増加傾向にあり、その対策が求められている。																			
【戸畠地域の基礎データ】(国勢調査) (人・数)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>2010年</th><th>2020年</th><th>増減</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td><td>2,291</td><td>1,808</td><td>△ 483</td></tr> <tr> <td>世帯数</td><td>782</td><td>705</td><td>△ 77</td></tr> <tr> <td>就業人口(農業)</td><td>242</td><td>217</td><td>△ 25</td></tr> </tbody> </table>				項目	2010年	2020年	増減	人口	2,291	1,808	△ 483	世帯数	782	705	△ 77	就業人口(農業)	242	217	△ 25
項目	2010年	2020年	増減																
人口	2,291	1,808	△ 483																
世帯数	782	705	△ 77																
就業人口(農業)	242	217	△ 25																
<table border="1"> <tr> <td>主要となる農産物等</td><td colspan="3">水稻、ピーマン、椎茸、花き、たばこ 等</td></tr> </table>				主要となる農産物等	水稻、ピーマン、椎茸、花き、たばこ 等														
主要となる農産物等	水稻、ピーマン、椎茸、花き、たばこ 等																		

【地域での課題】

◆農地・農業設備

- ・基盤整備ができていない農地がある。
- ・用水路が老朽化している。
- ・排水対策ができていない。水不足で末端の農地は水が確保できない。

◆農作業

- ・草刈作業が大変

◆農業経営

- ・米価が不安定なため、収入向上・生産意欲に繋がっていない。また今後の水稻経営が不安定な状況である。
- ・農作業はどの行程も労力が必要なため、省力化や作業効率を行う必要がある。
- ・兼業農家が多く、認定農業者でなければ補助対象にならず、一般農家では農機具の購入ができない。
- ・肥料や飼料など農業資材関係や農機具などがコスト増になり、農家所得を圧迫している。
- ・物価高騰であるものの農産物価格が安いため、農業経営が厳しい状況である。

◆担い手、後継者

- ・高齢化により若手生産者・後継者が少ないため、農家経営を望む者が少なくなっている。
- ・農産物の価格が安いため、若者の農業離れとなっており、担い手の育成の障壁になっている

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

戸畠東部地区の「強み」として、「ほ場整備された農地が多く存在する」ため、農業生産基盤は、他地域と比較し良好である。末端まで水が届かない農地が存在するが、水路も整備されており、水利条件は比較的整っている地域である。

一方で、集落内での人口減少により、今後の農業維持が厳しくなることは予想される。そのため、中心的な経営体に集約しながら、地域農業を担う、集落営農組織の検討や地域外からオペレーターを担い手として受け入れ、将来を見据え、地域内の安定した農業・地域づくりが必要である。

【農地・農業設備】

- ・国や県の補助事業等の活用
- ・土地改良区と協力し、用水路、水関係の問題を解決する。
- ・資材の共同購入を検討する。

【農業経営】

- ・農業で生活できる所得の確保を行っていく。
- ・地域の特産となる農産物のブランド対策を検討し、農産物の高付加価値による独自の販路を模索し、農家所得向上を行う。
- ・コスト低減の取り組みを行うために、堆肥や有機肥料、自家飼料の活用などを関係機関と連携して進める。
- ・今後の農業経営を行う上で、町や大分県、JAなどの関係機関と生産者との情報共有及び連携が重要なため、連携強化の取り組みを行う。

【農地】

- ・今後の高齢化に伴い、農地貸出動向を調査し、意欲ある生産者へ貸付が行えるように農地マッチングの取組みを進める。

【担い手・後継者】

- ・担い手不足を解消するため、地域内で意欲のある生産者の体質強化を推進させる。
- ・新規就農者など地域外人材が安定的に農業経営と暮らしが行えるように、受け入れ態勢と人材確保の取り組みを地域・行政がともに環境整備の取り組みを行う。
- ・複合的な職業としてライフスタイルの確立が行えるように雇用創出と農業経営の安定化を推進させる。併せて今後の農業担い手となる兼業農家への対策を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・農地中間管理機構を活用し、認定農業者、新規就農者、基本構想水準到達者及び意欲ある生産者などを中心に団地面積の拡大を進める。また農地配分など効率的な農作業・作付け推進等が行えるように、地域の実情に応じた対応を進めていく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	11.5 %	将来の目標とする集積率	26.9 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

当該地域では、圃場整備された農地と未整備圃場となる農地が存在する。そのため耕作条件の良い圃場で、且つ集団的農地の確保が行える圃場について優先的な取組みを実施する。また各経営体や作付け品目等の個別状況に応じて効率的な営農が行える取組みも進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

・農地中間管理機構を活用し、認定農業者、新規就農者、基本構想水準到達者及び意欲ある生産者などを中心に団地面積の拡大を進める。また農地配分など効率的な農作業・作付け推進等が行えるように、地域の実情に応じた対応を進めていく。そのほか、収用等が行われている農用地について、担い手等の意向を踏まえつつ、有効活用が行えるように関係機関との検討を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

・農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に進めていく。今後農地所有者の貸出意向が増加する見込みであるため、貸付意向を的確に把握し、農地借受け希望者へのマッチングを適切に進める。将来的には当該地域での担い手が効率的な営農に繋がる経営農地の集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組

・未整備圃場では、圃場面積が狭小であることなど作業効率が低いため、受け手が少ない状況もある。そのため野菜などの園芸品目の導入などの品目転換や単収及び品質の向上に向けた排水対策、その他にも大区画化(けい畔除去)等の整備について地域の特性と実情に応じた対策を検討していく。

・農業用施設としては、水路の老朽化や維持管理を行う労働力の低下が課題となっている。そのため各地域の農村を守るために必要な水路等の改修及び実情に即した対策等を行い、施設の長寿命化を図り、農業用水の安定的な供給を確保する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

・新規就農者や集落営農組織、年齢による属性など多くの担い手パターンがある中で、当該地域で最適な仕組みづくりを実施する。

・本町の状況として専業農家より兼業農家が多い状況であるため、複合的な職業としてライフスタイルの確立が行えるように雇用創出と農業経営の安定化を推進させる。

・認定農業者などの地域内の後継者育成や、移住定住・関係人口の創出など外部からの人材確保を図る。また域外定住では、空き家活用など地域住民と連携した取り組みを検討し、集落で住みやすい環境づくりを共に行う。

(5) 農業協同組合等の農業サービス事業体等への農作業委託の取組

・地域内外で作業受託を事業体へ農作業の一部を委託することにより、農作業の効率化を図り、農業経営の維持及び遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
①鳥獣駆除対策及び防護柵設置を引き続き行うとともに、防護柵の適正管理を行う。また鳥獣被害は地域単位で異なることから、地域実情に即した対策を検討する。				
②肥料・飼料高騰対策の取り組みを行うため、環境保全型農業直接支払交付金の取組をはじめ、有機農業の導入や自家飼料の一層の推進を関係機関とともに進める。				
③圃場管理などの省力化や効率化を行うため、経営規模や作物、圃場状況に合致したスマート農業技術の導入を関係機関と連携して検討する。				
⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業の活用により、地域一体となった保全・管理を行うとともに、遊休農地は地域農業に即した利活用が行えるように検討する。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
認農		水稻・ピーマン	0.2 ha	ha	水稻・ピーマン	0.2 ha	ha	1	
認農		水稻・白ねぎ	0.5 ha	ha	水稻・白ねぎ	1.8 ha	ha	2	
認農		水稻・ピーマン	8.3 ha	ha	水稻・ピーマン	8.3 ha	ha	3	
認農		菌床椎茸	0.6 ha	ha	菌床椎茸	0.6 ha	ha	4	
認農		水稻・作業受託	5.0 ha	ha	水稻・作業受託	7.2 ha	ha	5	
認農		花	1.4 ha	ha	花	1.4 ha	ha	6	
認農	たばこ	1.0 ha	ha	たばこ	1.0 ha	ha	7		
認農									
認農									
到達		水稻	1.4 ha	ha	水稻	1.4 ha	ha	8	
到達		水稻	1.2 ha	ha	水稻	1.2 ha	ha	9	
到達		水稻	1.2 ha	ha	水稻	1.2 ha	ha	10	
到達		水稻	1.1 ha	ha	水稻	1.1 ha	ha	11	
到達		水稻	1.1 ha	ha	水稻	1.1 ha	ha	12	
到達		水稻	1.2 ha	ha	水稻	1.2 ha	ha	13	
到達		水稻	2.5 ha	ha	水稻	2.5 ha	ha	14	
到達		水稻	2.3 ha	ha	水稻	2.3 ha	ha	15	
到達		水稻	1.7 ha	ha	水稻	1.7 ha	ha	16	
到達		水稻	1.6 ha	ha	水稻	1.6 ha	ha	17	
到達		水稻	1.0 ha	ha	水稻	1.0 ha	ha	18	
到達		水稻	1.1 ha	ha	水稻	1.1 ha	ha	19	
到達		水稻	1.8 ha	ha	水稻	1.8 ha	ha	21	
到達		水稻	1.4 ha	ha	水稻	1.4 ha	ha	22	
計	21経営体		28.6 ha	0.0 ha		30.8 ha	0.0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
		田植、播種、収穫、農薬散布	水稻
		田植、播種、収穫、農薬散布	水稻
		田植、収穫、農薬散布	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

(留意事項)

農業を担う者の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、公表する場合やその他施策のために利用する場合等は、本人の同意を得る等個人情報の取扱いに留意してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	—	うち計画同意者数(人・%)	—
-------------	---	---------------	---

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。